

# 我孫子市第四次総合計画策定方針

令和元年 6 月

我孫子市

目 次

1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の構成・期間	2
3. 計画策定にあたっての基本的な視点	4
4. 計画策定の体制	5
5. 計画策定スケジュール	8

## 1. 計画策定の趣旨・背景

本市の総合計画は、昭和48（1973）年に策定し、その後、昭和62（1987）年、平成14（2002）年、平成24（2012）年と、社会情勢などを踏まえ、その時代に合わせた将来都市像を示す基本構想の策定と見直しを行い、計画的な行政運営を行ってきました。

「手賀沼のほとり 心輝くまち～人・鳥・文化のハーモニー～」を将来都市像とし、平成14（2002）年度からスタートしている第三次総合計画は、令和3（2021）年度で終了します。

この間、少子高齢化と人口減少の進行や長引く地方経済の低迷等、公共施設や社会インフラの老朽化、東日本大震災や集中豪雨等の自然災害による甚大な被害、市民ニーズの多様化・高度化など、市を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、若い世代が住みたいまち、子どもから高齢者、障害のある方など、誰もが安全・安心に暮らし続けることができるまちづくりを進めていくためには、市を取り巻く環境の変化を見極め、その変化に的確かつ柔軟に対応することが重要となっています。

そこで、本市が直面している課題に対応するとともに、新たな視点を取り入れたまちづくりを進めていくため、総合的かつ計画的な行政運営を行うまちづくりの基本的な指針となる総合計画を策定するものです。

策定にあたっては、地方自治法の一部改正（平成23（2011）年5月2日公布）により、基本構想の策定に関する規定が削除されましたが、総合計画の策定に関する事項を定める「我孫子市総合計画条例」を制定（平成31（2019）年3月25日施行）し、本市における総合計画の位置づけを明確にしました。

### 「我孫子市総合計画条例」抜粋

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 総合計画 本市のまちづくりの基本的な指針であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- （2） 基本構想 本市のまちづくりの将来目標及び理念を明らかにし、その実現に向けた基本的な方向を示すものをいう。
- （3） 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方針及び体系を示すものをいう。
- （4） 実施計画 基本計画で示された施策の基本的な方針及び体系に基づいて定める具体的な事業計画をいう。

#### （総合計画の策定）

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市民の意見を聴き、総合計画を策定しなければならない。

## ■ 総合計画の変遷

総合計画	計画年度	共通の目標	目標人口
第一次	昭和 48 年度～昭和 62 年度 (1973) (1987)	「田園教育文化都市」	15 万人
第二次	昭和 62 年度～平成 13 年度 (1987) (2001)	「手賀沼のほとり、やすらぎのまち」	15 万人
第三次	平成 14 年度～平成 33 年度 (2002) (2021)	「手賀沼のほとり 心輝くまち ～人・鳥・文化のハーモニー～」	15 万人

## 2. 計画の構成・期間

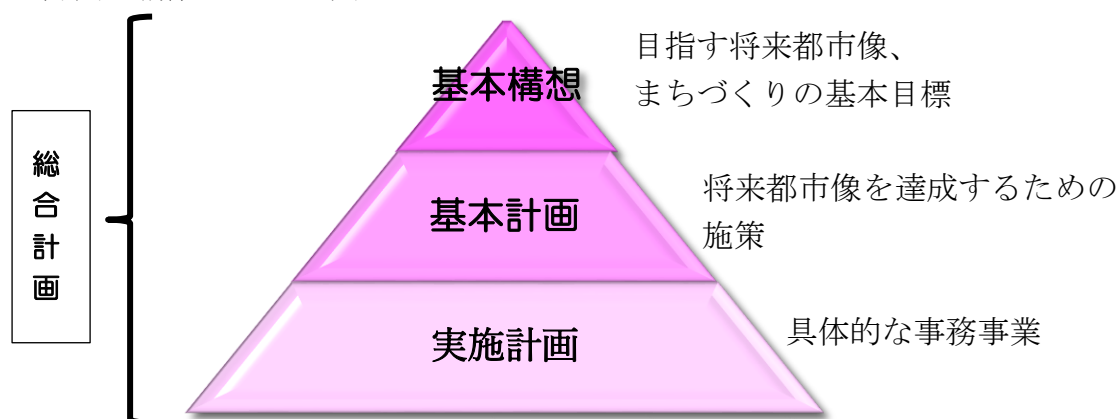
第四次総合計画は、本市におけるまちづくりの基本的な指針を示す最上位に位置づける計画とします。

基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成するものとし、各計画の計画期間は次のとおりとします。

### (1) 計画の構成

- ①基本構想 本市のまちづくりの将来目標及び理念を明らかにし、その実現に向けた基本的な方向を示すものです。
- ②基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方針及び体系を示すものです。
- ③実施計画 基本計画で示された施策の基本的な方針及び体系に基づいて定める具体的な事業計画です。

### ■ 計画の構成イメージ図





### 3. 計画策定にあたっての基本的な視点

作成にあたっての基本的な視点は、次の4点とします。

#### (1) わかりやすい計画づくり

「将来都市像」の実現に向けた取り組みは、市民や事業者、各種団体、行政等がまちづくりの課題や方向性を共有し、共通の目標に向かってまちづくりに取り組むことができるよう、18歳の有権者でもわかりやすい表現に努めた計画づくりを進めます。

#### (2) 市民等の参加による計画づくり

まちづくりへの関心が高められるよう、総合計画審議会への公募市民の起用をはじめ、市民アンケート調査、eモニター制度とパブリックコメントの活用、市民とのワークショップ（あびこみんなのまちかいぎ）など、多様な参加手法により市民等の意見聴取に努め、市民等の参加による計画づくりを進めます。

#### (3) 持続可能な行財政運営を目指した計画づくり

少子高齢化や人口減少の進行、社会保障関係経費の増加、公共施設や社会インフラの老朽化への対応など、多方面にわたる課題への対応が続くことが予想されています。

そこで、重要度の高い施策や緊急性の高い事業等を的確に選択し、より効率的かつ効果的な計画づくりを進めます。

#### (4) 「地方創生」と「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点

平成26（2014）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布され、同年12月には「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』」と「総合戦略」が閣議決定されたことを受け、本市においては、平成27（2015）年3月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「人口ビジョン」を策定しました。「人口減少の克服」と「地方創生」を目的として、重要行政評価指標（KPI）を設定し、効果検証によるPDCAサイクルを確立している総合戦略は、本市が取り組んでいるまちづくりの施策と合致していることから、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な計画づくりを進めます。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際社会全体が開発目標として掲げた「SDGs（持続可能な開発目標）」の推進についても、スケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、SDGsを市の施策に関連付けた計画づくりを進めます。

目指すべき目標の設定にあたっては、SDGsが目指す令和12（2030）年を見据えた目標を設定します。

#### 4. 計画策定の体制

##### (1) 市民参加と情報共有

##### ①総合計画審議会の設置

「総合計画条例」に基づき、基本構想と基本計画の策定等について調査・審議を行うため、公募の市民、市民団体等に属する方、学識経験者など25名以内で構成する総合計画審議会を設置します。

##### 委員の構成一覧

構 成	人数	所 属
公募委員	5名	・市民
公共的団体に属する者	8名	・福祉関係団体 ・商業関係団体 ・地域活動団体 ・農業関係団体 ・環境関係団体 ・官公庁関係 ・子ども関係団体
市民団体に属する者	2名	・公益活動団体 ・市民活動関係団体
学生	1名	・大学生
学識経験を有する者	3名	・大学教授等
その他市長が必要と認める者	6名	・民間事業者関係 ・金融機関関係 ・高齢者福祉関係

##### ②市民アンケートの実施

無作為抽出により、5,000人の市民を対象として、郵送によるアンケートを実施し、計画策定に活用します。

各分野の計画や方針の策定・見直しに伴い実施するアンケート結果をできる限り活用します。

- ・平成30年度実施：子ども総合計画
- ・平成31年度実施：福祉総合計画、第二次心も身体も健康プラン、  
市民公益活動支援指針

③あびこみんなのまちかいぎの実施

市民アンケートにおいて無作為抽出した市民と広報等で公募した市民を対象に、意見交換を行います。最大5地区での開催とし、参加人数等により、変動するものとします。

また、必要に応じて、諸団体等との意見交換を実施します。

④子どもや若者との意見交換の実施

- ・小学6年生と中学生を対象に、アンケートを実施します。
- ・各中学校から選出いただく生徒との意見交換を実施します。
- ・市の事業に携わった高校生・大学生等を中心に、意見交換を実施します。

⑤パブリックコメントの実施

基本構想及び基本計画について、パブリックコメントを実施し、市民からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対し、市の考え方を明らかにするとともに、計画策定に活用します。

⑥その他の意見聴取等

広報あびこやホームページ、eモニターなどを活用し、市民と計画の策定状況を情報共有するとともに、市政ふれあい懇談会など様々な機会を捉えて、市民からの意見を広く募集し、計画策定に活用します。

⑦我孫子市議会

「我孫子市議会の議決すべき事件を定める条例」の定めるところにより、基本構想については、市議会の審議を経て、議決いただきます。

基本構想・基本計画の策定段階において、進捗状況を議会ごとに報告し、意見を伺います。



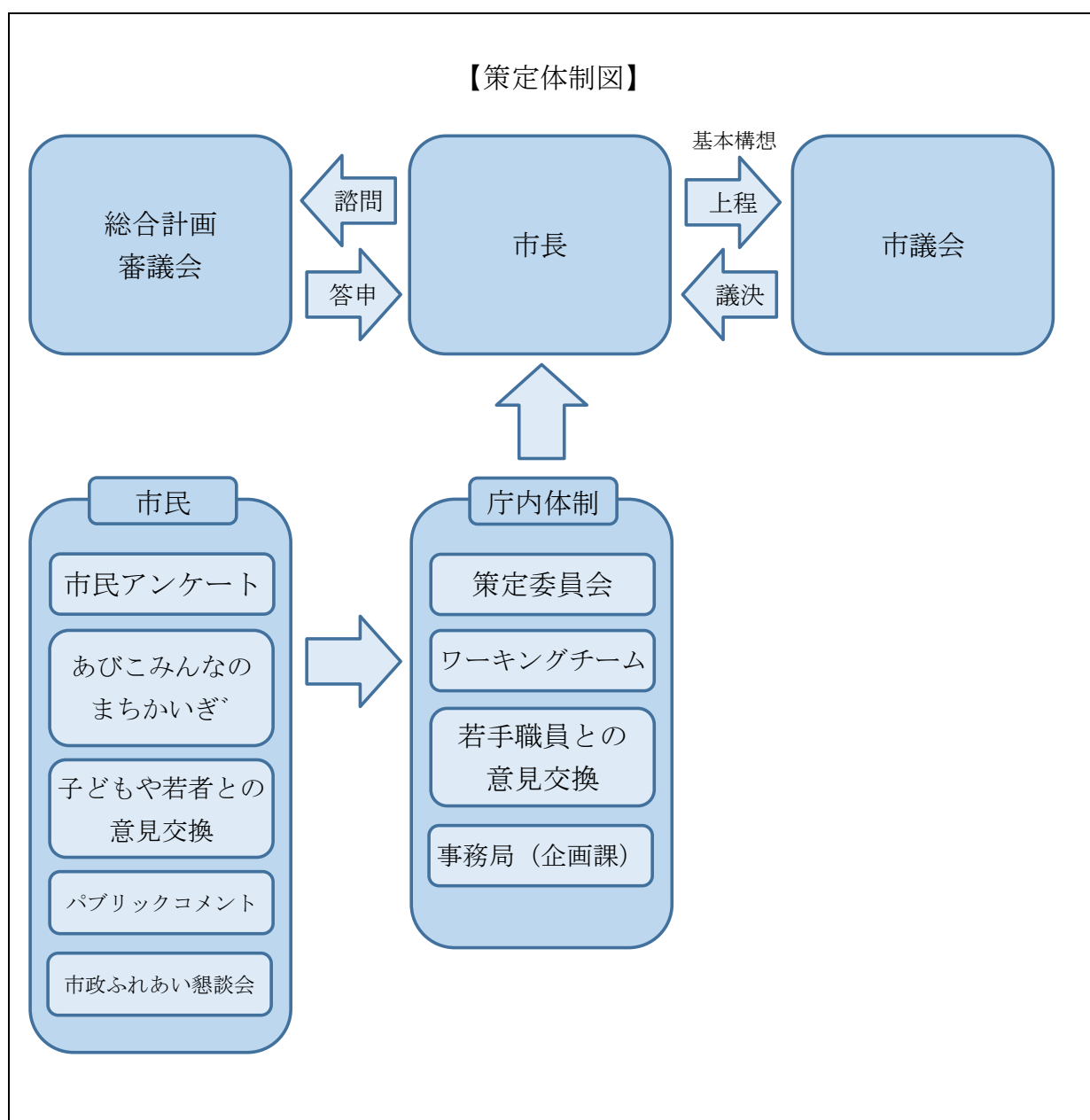
## (2) 庁内での策定体制

## ①総合計画策定委員会及びワーキングチームの設置

- ・基本構想をはじめとした総合計画の策定について調査・研究を行うため、課長または課長相当職で構成する総合計画策定委員会を設置します。
- ・策定委員会の下に実務担当者で構成するワーキングチームを設置します。

## ②若手職員との意見交換会の実施及び情報共有

- 有志の若手職員を対象に意見交換を実施し、計画策定に活用します。
- また、庁内LANや庁議などを活用して、全職員との情報共有を図ります。



5. 計画策定スケジュール（予定）

年月	総合計画審議会	策定委員会	ワーキング <small>※状況に応じて分科会を実施</small>	意見収集	議会				
元年度（新基本構想の策定、第三次基本計画の見直し）	5								
	6	・第1回（下旬）		・小中学校アンケート（将来都市像について）					
	7		総合計画審議会の開催前に実施	・eモニター実施 ・中学生・高校生 意見交換会					
	8	・第2回（下旬）							
	9			適宜実施	・市民アンケート	進捗状況により適宜報告			
	10	・第3回（下旬）							
	11				・ふれあい懇談会				
	12	・第4回（下旬）			・パブリックコメント（第三次基本計画の見直し）				
	1								
	2	・第5回【諮問】（下旬）							
	「第三次基本計画の見直し」策定								
	2年度（前期基本計画の策定）	4			・第6回【答申】（下旬）				
5							・ふれあい懇談会	・市政懇談会	
6							・パブリックコメント（新基本構想）		
7									
8							・市政懇談会		
9			9月議会 「新基本構想」議案上程						
10		2カ月に1回程度実施	総合計画審議会の開催前に実施	適宜実施	・ふれあい懇談会	・市政懇談会			
11									
12									
1					・全小中学校にアンケート ・中学生・高校生との懇談（平和事業への協力者等） ・あびこみんなのまちかいぎ（5地区）など、必要に応じて実施	・市政懇談会			
2									
3						・市政懇談会			
3年度（前期基本計画の策定）	4					・ふれあい懇談会	・市政懇談会		
	5								
	6								
	7								
	8				・市政懇談会				
	9								
	10	10月末 「前期基本計画（案）」策定							
	11				・ふれあい懇談会	・市政懇談会			
12				・パブリックコメント					
1					・市政懇談会				
2									
3	「第四次総合計画」策定								

※総合計画審議会については、審議状況により変動します。